

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」とする。）の改正に対する対応について

1 規則第 21 条第 1 項への対応

申請（届出）者（以下「申請者等」とする。）から同一内容の書類の添付を省略する申請（届出）書（以下「申請書等」とする。）が提出された場合、以下のとおり対応することとします。

（1）同時の扱い

同一の提出先に同日中に提出された場合とします。

（2）添付書類を添付する申請書等の優先順位及び注意事項

ア 申請・届出の種類	イ 廃棄物の種類	ウ 業・施設の区分
①新規許可申請 ②変更許可申請 ③更新許可申請 ④変更届（軽微変更届）	①産業廃棄物 ②特別管理産業廃棄物	①処分業 ②収集運搬業 ③産業廃棄物処理施設 ④一般廃棄物処理施設

（注）優先順位は ア→イ→ウ、それぞれ①→②→③→④ の順とします。

上記の表アに該当しない申請書等の優先順位は最下位とします。

＜例＞特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書（ア①・イ②・ウ②）と産業廃棄物処分業変更届書（ア④・イ①・ウ①）が同時に提出された場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書に添付書類を添付することになります。

（3）省略できる添付書類

同一内容の書類（一字一句違わず、全く同じ書類）とします。

ただし、書類の添付を省略することにより審査に支障をきたす場合は、必要となる書類の提出を求めることがあります。

添付書類を添付した申請書等については、正本・副本・写しの全てに添付書類を添付してください。

（4）添付書類を省略した場合に提出する書類

「同時申請（届出）に関する申立書」（別紙 1）を提出してください。

（5）産業廃棄物収集運搬業における車両の変更届出書と特別管理産業廃棄物収集運搬業における車両の変更届出書を同時に提出する場合について

ア 産業廃棄物収集運搬業の変更届（記載例は「別紙 2」のとおり）

（ア）運搬施設の概要（様式第六号の二（第 2 面））

「産業廃棄物のみを運搬する車両の一覧表」と「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を運搬する車両の一覧表」を分けて作成してください。

（イ）運搬車両の写真（様式第六号の二（第 6 面））

「産業廃棄物のみを運搬する車両」と「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を運搬する車両」かが分かるように記載してください。

イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更届（記載例は「別紙3」のとおり）

（ア）運搬施設の概要（様式第六号の二（第2面））

「特別管理産業廃棄物のみを運搬する車両の一覧表」と「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を運搬する車両の一覧表」を分けて作成してください。

（6）その他

○ 法人の登記事項証明書、住民票の写し、納税証明書、その他各種証明書については、正本1部が原本であれば副本や写しはコピーで構いません。

なお、原本照合を申請（届出）先で行えば、正本についてもコピーで構いません。

○ 「複数施設について、同内容の軽微変更届出書を一事務所に同日付けで行う場合、添付書類は一施設分のみで結構です」と案内していますが、これについては運用の変更はありません。

<例>

① 処分業変更届出書と複数施設の軽微変更届出書を同時に提出する場合

処分業変更届出書に添付書類を添付し、軽微変更届出書のうち一つに申立書を添付すれば、残りの施設に係る軽微変更届出書については添付書類及び申立書の添付は不要とします。

② 複数施設の軽微変更届出書のみを同時に提出する場合

軽微変更届出書のうち一つに添付書類を添付すれば、残りの施設に係る軽微変更届出書については、添付書類及び申立書の添付は不要とします。

2 規則第21条第2項への対応

現状、本県では添付すべき書類の内容を確認できる体制が整備されていないため、運用しません。